

JPX 自主規制法人の年次報告 2015

JPX-R Annual Report 2015



目次

	はじめに	01
I	自主規制法人の概要	02
1	金融商品取引所の自主規制の意義	03
2	日本取引所自主規制法人の設立経緯	04
3	日本取引所自主規制法人の特色	05
II	マーケットを取り巻く環境変化及びそれに対する取組み	06
1	新規公開の品質確保に向けた対応について	07
2	エクイティ・ファイナンスのプリンシプルについて	08
3	アルゴリズム取引・HFTの拡がりへの対応について	09
4	情報の発信について	10
III	2014年度の実施状況	12
1	上場審査	13
	・上場審査業務の概要	13
	・上場審査の実施状況	15
	・上場審査結果の状況	15
	・情報受付件数	15
2	上場管理	16
	・上場管理業務の概要	16
	・上場管理の実施状況	18
	・上場管理結果の状況	18
	・情報受付件数	19
3	考査	20
	・考査業務の概要	20
	・考査の実施状況	23
	・考査結果の状況	23
	・処分・勧告の実施状況	26
	・資格取得審査の実施状況	26
	・情報受付件数	26
4	売買審査	27
	・売買審査業務の概要	27
	・売買審査の実施状況	29
	・売買審査結果の状況	30
	・情報受付件数	33
	・海外規制当局等との連携強化等の 取組み	33
5	上場会社・取引参加者等の コンプライアンス支援活動等	34
	・コンプライアンス研修センター 「COMLEC」等について	34
	・COMLEC等の活動状況	34
	・上場会社・取引参加者等からの相談受付	39
	・J-IRISSの登録推進活動	40
	・上場会社における自社株売買に関する 社内ルール見直しの働きかけ	40
	・取引参加者のコンプライアンス態勢充実に 向けた支援活動	40
6	銘柄一覧	
	・新規上場銘柄一覧	41
	・上場廃止等銘柄一覧	45

はじめに

日本取引所自主規制法人は、金融商品取引所の自主規制業務を専門に行うために日本取引所グループに設置されている、金融商品取引法に基づく法人です。

当法人の属する日本取引所グループは、わが国の最も中心的なマーケットとして国内外における資金運用及び資金調達を支える重要な機能を担っています。その中で当法人は、東京証券取引所及び大阪取引所が皆様に信頼され、安心して取引できる場であり続けられるよう、いわば取引所の品質管理センターとしての役割を担っています。

そのような役割を担う当法人では、市場の公正性・信頼性を維持するため、「上場審査」、「上場管理」、「考査」、「売買審査」といった自主規制業務に日々取り組むとともに、市場関係者の皆様に法令等への一層の理解を促進し、市場にとって望ましくない行為を未然に防止するために、イベント・セミナーの開催や刊行物の発刊等のコンプライアンスを支援する活動を実施しています。

その活動の一環として、当法人全体の役割や特色、年間活動状況等について、市場関係者の皆様により一層ご理解いただくために、「JPX自主規制法人の年次報告2015」を発刊いたしました。

本冊子が、取引所の自主規制業務について、市場関係者の皆さまが理解を深めていただく一助になれば幸甚に存じます。

2015年8月

日本取引所自主規制法人 理事長

佐藤 隆文

I

自主規制法人の概要

1 金融商品取引所の自主規制の意義

金融商品取引所の使命は、効率的で使い勝手が良く、公正で信頼される市場を構築することによって高い流動性を提供し、高度な価格発見機能を通じて、市場メカニズムに基づく効率的な資金配分を実現することにあります。この使命を果たすためには、個人投資家を含む幅広い投資者の多様な投資判断に基づく需給が統合されるよう、投資者が安心して取引できる市場を提供していく必要があります。したがって、市場に最も近い市場開設者自身が適切な規制・制度を整備し、上場会社の適格性の維持、市場における不公正取引の防止及び取引参加者の健全性の維持に向けた適切な自主規制機能を発揮することにより、市場の公正性・信頼性を確保することが極めて重要になります。

また、我が国経済の活性化のための構造改革として、直接金融の役割を重視した金融システムへの転換の要請がますます高まっている中で、市場機能を中核とする金融システムの構築に向けて、市場監視の機能・体制の強化が求められています。そのためには、行政当局による規制と取引所等による自主規制とがそれぞれの長所を活かして相互に補完しながら、全体として実効性が高くかつ効率的で調和の取れた体制を構築していく必要があります。

このように、金融商品取引所にとって自主規制機能は、市場の公正性・信頼性を担保する、いわば取引所市場の品質管理であり、市場運営に従事する市場開設者としての機能の根幹に位置付けられるものです。日本取引所グループは、このような認識の下に、自主規制業務を遂行しています。



2 日本取引所自主規制法人の設立経緯

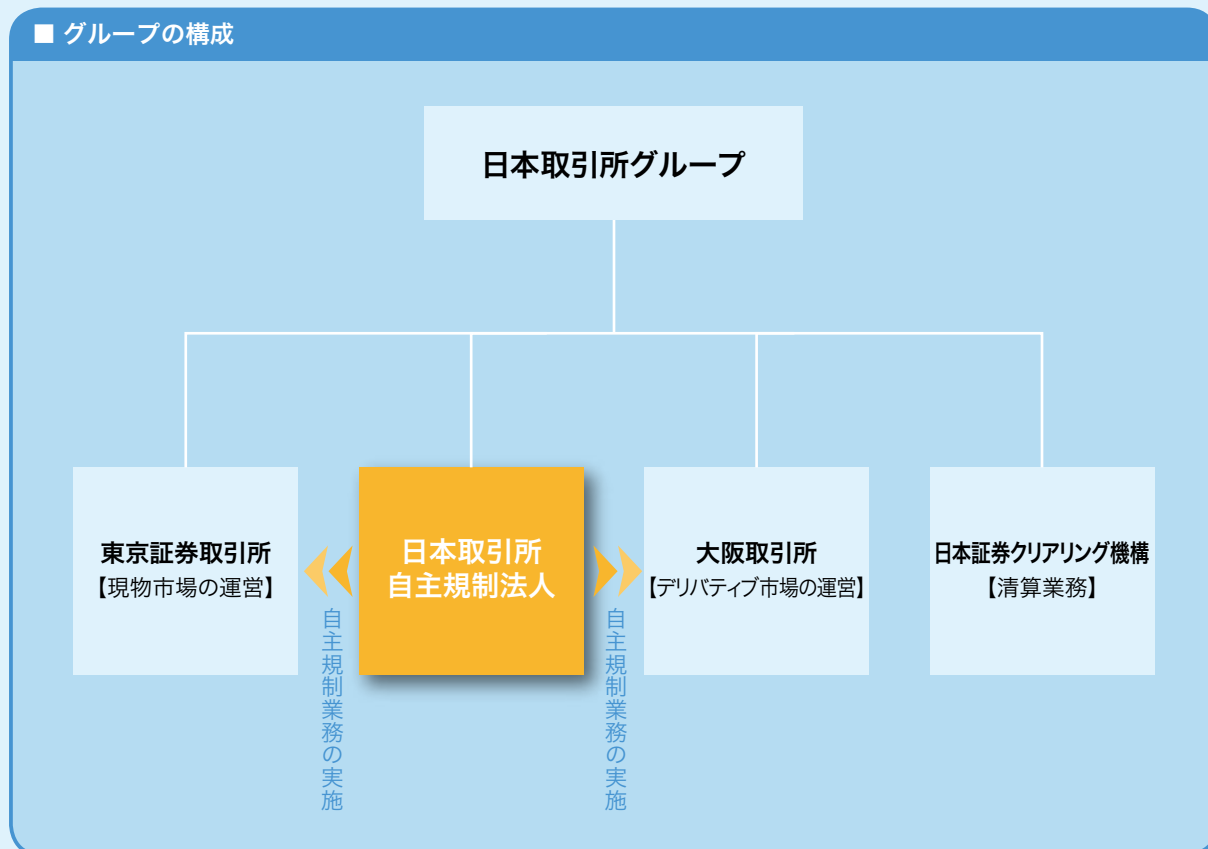
2007年9月に施行された金融商品取引法において、取引所の自主規制業務に係る組織体制の法的枠組みが整備されました。これを受け、東京証券取引所グループは、市場運営会社と自主規制法人を並立させた新体制へと移行するため、2007年10月17日に東京証券取引所自主規制法人を設立し、市場運営会社である東京証券取引所の委託を受けて当法人は同年11月1日から業務を開始しました。

その後、2013年1月1日に東京証券取引所グループと大阪証券取引所が経営統合し、日本取引所グループが発足しました。同年7月16日からは、大阪証券取引所の現物市場を東京証券取引所の現物市場に統合するとともに、併せて大阪証券取引所の自主規制機能を当法人に集約しました。これ以降、当法人は、東京証券取引所及び大阪証券取引所（現大阪取引所）の双方から自主規制業務を受託し、日本取引所グループ全体にまたがる自主規制業務を担っています。

また、2014年3月24日からは、東京証券取引所のデリバティブ市場が大阪取引所（同日付けで、「大阪証券取引所」から「大阪取引所」に商号変更）のデリバティブ市場に統合されましたが、東京・大阪両取引所から自主規制業務を受託するという基本的枠組みに変化はありません。

なお、当法人は、日本取引所グループにおける一連の組織再編を踏まえ、2014年4月1日から名称を「日本取引所自主規制法人」に変更しています。

■ グループの構成



3 日本取引所自主規制法人の特色

当法人の組織や業務の特色についてご紹介します。

1 取引所の品質管理センター

当法人は、“取引所の品質管理センター”の役割を担っています。

具体的には、上場を希望する企業の適格性を審査する「上場審査」、上場企業の情報開示や企業行動をチェックする「上場管理」、証券会社など取引参加者の業務の信頼性を確保するための「考査」、市場での不公正な取引を監視する「売買審査」。これらの自主規制業務を通じて、資本市場の公正と信頼を守っています。

2 中立性・実効性を確保した組織体制

自主規制業務は、市場に近い位置で高い専門性を発揮すると同時に、市場運営会社から一定の独立性をもって中立的な立場で行われる必要があります。このため、当法人は日本取引所グループ内にあるものの、市場運営会社としての取引所とは別法人となっています。

3 市場関係者との対話を重視

市場を取り巻く環境は常にめまぐるしく変化しています。絶えず新しい商品や取引手法が生まれ、新しい課題が出現しています。市場の動向に柔軟に対応した自主規制業務を行うため、当法人では、常に市場関係者の方々の声に耳を傾け、対話を大切にし、日々の業務に取り組んでいます。

4 不公正取引等の未然防止に向けた支援体制の整備

当法人は市場にとり望ましくない行為を未然に防ぐ活動にも取り組んでいます。コンプライアンスに関するセミナーの開催、講師の派遣、事例集の発行など、広く市場に参加される皆さまの理解の促進を支援しています。

詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/index.html>

II

マーケットを取り巻く環境変化及び
それに対する取組み

本章では、マーケットの環境変化を踏まえ、現状認識や環境変化への取組みについてご紹介しています。

1 新規公開の品質確保に向けた対応について

新規公開会社の経営者による不適切な取引、上場直後の業績予想の大幅な下方修正など、新規公開に対する株主・投資者の信頼を損ないかねない事例が2014年10月から2015年3月にかけて特に認められました。これらを踏まえ新規公開の品質を向上して株主・投資者の信頼を確保し、もって証券市場の機能の健全な発揮を促していくため、次のような対応を実施していく旨、2015年3月に公表しました。

まず、新規公開会社の経営者による不適切な取引に対しては、これまでの上場審査で実施してきました関連当事者取引という観点からの確認に加え、経営者が関与・主導する取引についても重点的に確認することとしました。

また、経営者の不適切な取引の未然防止の観点から経営者・社外役員等へのヒアリングや社内のチェック体制についての確認等を通じた、より厳格な上場審査を既に開始しています。さらに、経営者・社外役員等に対して新規上場に伴う責務やそれぞれの役割の啓発、不適切な取引を含む不祥事の未然防止等を目的としたセミナーを順次実施していくこととし、2015年7月31日に第一回セミナーを開催しました。

次に、上場直後の業績予想の大幅な下方修正に対しては、業績予想は一定の前提条件を設定した上で策定されるものであるため、結果として上方下方問わず乖離が生じることはある程度やむを得ないことです。しかし、投資家が修正要因についての納得感を得られるような情報が予め公表されていなかった点については問題と考えており、業績予想の公表に際しては、前提条件やその根拠の適切な開示を要請していきます。仮に業績予想が修正される場合には、開示されている前提条件やその根拠との乖離状況について丁寧な説明を求めています。

また、以上の内容は、証券市場のゲートキーパーとしての役割を担う主幹事証券会社及び監査法人と共有することも重要と考え、日本証券業協会及び日本公認会計士協会を通じて、主幹事証券会社及び監査法人に対し日本取引所グループの対応を周知し、当該対応への協力を要請するとともに、各協会に対しては、新規公開の品質確保に向けた適切な対応を要請しております。

上記対応の詳細については以下をご覧ください。

最近の新規公開を巡る問題と対応について

<http://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000000u0hx-att/20150331.pdf>

なお、2013年度に初めて行った議決権種類株式の上場審査を踏まえ、審査内容の明確化のため、上場審査等に関するガイドラインの一部改正を2014年7月に実施しています。詳細については以下をご覧ください。

「JPX自主規制法人 年次報告書 2014」p.7～p.8

<http://www.jpx.co.jp/regulation/comlec-publication/publication/tvdivq0000000qv4-att/n3t9t90000000qtj.pdf>

2 エクイティ・ファイナンスのプリンシプルについて

近年、株主や投資者に不利益を与えかねないエクイティ・ファイナンスの事例が散見されています。例えば、形式的なルールの遵守さえすればよいとの認識がうかがわれる事例や、個々の法令や取引所規則への明確な違反はないものの、複数の行為を組み合わせると全体としてみれば株主や投資者の利益を害するおそれがある事例も見られます。また、一般的に明示的なルールの整備は問題が認識された後（事後的）にならざるを得ないという制約があります。

このため、従来のルール・ベースのアプローチに加え、上場会社や市場関係者が尊重すべき原理・原則を共有し、各々がその持ち場に即した規範を働かせて自主的に行動することを目指すプリンシプル・ベースのアプローチが有効であるとの認識から、2014年10月に、「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」を公表し、企業価値の向上や既存株主の利益等に関する4つの原則を明確化しました。

また、2014年12月にはプリンシプルの観点を具体的に解説する事例集を発刊するとともに、関係諸機関への周知、講演、寄稿など、「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」を市場関係者と共有するためのPR活動に取り組んでおります。その一環として、2015年3月、上場会社代表者等を対象に上場会社セミナー「企業価値の向上のためのコーポレート・ガバナンス」を東京及び大阪において開催し、各分野の第一線で活躍されている有識者の方々による講演を行いました（上場会社の役員等約1,000名が参加）。このような広範なPR活動のほか、弁護士会・弁護士事務所や会計士協会・会計事務所の単位での意見交換会の開催による対話を通じたPR活動も推進しています。



エクイティ・ファイナンスのプリンシプルについて

<http://www.jpx.co.jp/regulation/comlec-publication/publication/index.html>

4 情報の発信について

当法人では、市場関係者及び一般の方々に当法人の役割や自主規制業務に関して広く理解を得るため、各種の積極的な情報発信に努めています。

2014年4月1日付で当法人の名称を「日本取引所自主規制法人」に変更しましたことを機に、ホームページ（日本語・英語）を全面的にリニューアルしました。また、新たに法人案内（日本語・英語）を作成し、広く配布いたしました。

日本取引所自主規制法人について

<http://www.jpx.co.jp/corporate/jpx-profile/jpx-r/index.html>

2014年11月には、従前の考査・売買審査業務に関する年次活動状況等を紹介した「コンプライアンス・レビュー」を刷新し、当法人全体の役割や特色、年間活動状況等を掲載した「JPX自主規制法人の年次報告」として発行しました。

JPX自主規制法人の年次報告について

<http://www.jpx.co.jp/regulation/comlec-publication/publication/>

III

2014年度の実施状況

本章では、2014年度における自主規制業務（上場審査、上場管理、考査、売買審査等）の実施状況をご紹介します。

1 上場審査

1 上場審査業務の概要

東京証券取引所に上場を申請するまでに、上場を希望する会社は収益基盤の確立・強化や社内管理体制の整備などを行います。この過程においては、上場申請書類である推薦書を作成する主幹事証券会社や、財務諸表等の監査を行う公認会計士（監査法人）の指導・指摘を受けながら進めていくこととなります。

主幹事証券会社は、公開引受部などのコンサルティング部門が資本政策や社内体制整備のアドバイスを行います。一通り準備が整ったら、コンサルティング部門とは別の審査部門が客観的な立場で審査を行います。審査部門は、推薦書作成のための審査や、上場に当たっての公募・売出し等を引受けるための会社内容の審査（引受審査）などを行います。この審査をパスしなければ、原則として、上場申請することができません。

監査法人は、財務諸表等について監査意見を表明するとともに、申請希望会社の会計処理及び内部管理体制などの改善すべき点の指摘も行います。監査法人からの指摘を踏まえて改善を行い、2決算期分の財務諸表について監査で「適正」意見をもらわなければ、原則として、上場申請することができません。

■ 参考：上場準備から上場申請までの一般的な流れ

◆ 上場準備～上場申請



以上のように、上場申請準備段階で、主幹事証券会社及び監査法人によるチェックを受け、上場申請準備が整ったところで、東京証券取引所へ上場申請を行います。

東京証券取引所への上場申請が行われた後は、当法人が東京証券取引所の定める上場審査基準に基づき審査を行います。上場審査基準には、形式基準と実質基準があり、形式基準では上場までに充足しなければならない形式要件を定めており、実質基準では上場会社として必要な実質要件を規定しています。

【形式基準のポイント】

- ・円滑な流通と公正な株価形成を確保するための要件（株主数、流通株式数等）
- ・企業の継続性、財政状態、収益力等の面からの上場適格性を保持するための要件（事業継続年数、利益の額等）
- ・適正な企業内容を開示するための要件（有価証券報告書等に虚偽記載がないこと等）
- ・その他（株式事務代行機関の設置等）

【実質基準のポイント】

- ・企業の継続性及び収益性
- ・企業経営の健全性
- ・企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性
- ・企業内容等の開示の適正性
- ・その他公益又は投資者保護の観点から必要と認められる事項

詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/ensuring/listing/eligibility/index.html>

2 上場審査の実施状況

項目	社数	前年比
上場審査件数	249件	+70件 (+39.1%)

2014年度においては、249銘柄（注）の株券の審査を実施しました。

（注）当該銘柄数は、一・二部、マザーズ、JASDAQ、TOKYO PRO Marketへの株券の新規上場申請（テクニカル上場申請を含む）の他、二部から一部及びマザーズから一部等の上場市場の変更審査の申請数の合計を記載しております（申請日ベースで集計）。

3 上場審査結果の状況

株券の上場審査の結果、2014年度においては、104銘柄が上場し、65銘柄が市場第二部から市場第一部に指定され、40銘柄が上場市場を変更いたしました（上場日ベースで集計）。

2014年度の新規上場等銘柄数

■新規上場		■市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定		65
株券	104 (8)	■上場市場の変更	40	
市場第一部	15 (6)	マザーズから市場第一部	12	
市場第二部	14	マザーズから市場第二部	2	
マザーズ	57	JASDAQから市場第一部	8	
JASDAQ	13 (2)	JASDAQから市場第二部	18	
TOKYO PRO Market	5			
債券等	5			
ETF・ETN	31			
REIT	7			
TOKYO PRO-BOND Market	14			
有価証券オプション	0			
新株予約権証券	7			

（注） 1. 記載対象は当事業年度内に、東京証券取引所で新規上場等が行われた銘柄。
 2. ()内の数字は、新規上場銘柄のうちテクニカル上場が行われた銘柄。
 3. 各項目の個別銘柄名は、41ページをご覧ください。

4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、新規上場申請者の上場適格性に関し、私共の活動の参考となるような情報提供をお受けしています。

区分	件数
新規上場申請等に係る情報提供	45件
その他	5件
合計	50件

2 上場管理

1 上場管理業務の概要

金融商品が市場に上場すると、広く一般の投資者により売買されることとなります。そこで、当法人は、これらの投資者を保護する観点から、上場する金融商品の上場適格性の維持を図るための審査を行っています。この審査においては、上場会社等による会社情報の適時開示や企業行動などについてチェックを行い、取引所規則に違反していないかを確認し、違反している場合は措置等を決定しています。

このような、有価証券上場規程への違反行為に対して措置等を行うなどの事後的な対処に加えて、上場制度の趣旨や東京証券取引所・当法人が懸念する問題点を広く周知していくことによって、違反行為を未然に防ぐ活動も重要な業務と位置づけています。

そのため、適時開示前の事前相談での問題点の指摘、上場会社を訪問して内部管理体制等について意見交換の実施、上場会社向けセミナーの開催及び刊行物の発刊、専門誌への解説文の寄稿などの取り組みのほか、外部の関係諸機関との情報連携など、未然防止に向けた活動を行っています。

近年では、過去に発生した会計不正事件を契機として、2010年には日本弁護士連合会より「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が公表され、2013年には企業会計審議会より「監査における不正リスク対応基準」が設定されるなど、資本市場の公正性と信頼性を確保するため各市場関係者が連携し適切に対応することが求められており、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会などの関係諸機関と積極的な連携を行っています。

a 適時開示に係る審査

会社情報の適時適切な開示は市場における公正な価格形成に必要不可欠であり、上場会社等は迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めなければなりません。当法人は、以下の観点から、適正な情報開示が行われているか審査を行っています。

【適時開示に係る審査のポイント】

- ・ 開示の時期が適切か否か
- ・ 開示された情報の内容が虚偽でないかどうか
- ・ 開示された情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないかどうか
- ・ 開示された情報が投資判断上誤解を生じさせるものでないかどうか
- ・ その他開示の適正性に欠けていないかどうか

b 企業行動規範に係る審査

上場会社には、金融商品市場を構成する一員としての自覚を持ち、会社情報の開示の充実に加えて、投資者保護の観点から、適切な企業行動をとることが求められており、企業行動規範として規定されています。当法人は、その遵守状況について審査を行います。

c 上場会社に対する措置

会社情報の適時開示及び企業行動規範（遵守すべき事項）の取引所規則遵守の実効性を確保するため、当法人は、その遵守状況について審査を行い、必要に応じて上場会社等に対して下表の措置の実施を決定します。これらの措置は、上場会社に改善を促すことを主な目的としていますが、例えば、内部管理体制について改善の必要性が高いと認められ、特設注意市場銘柄に指定された場合に、改善期間（原則1年間）内に改善がなされなかったと認められたときに上場廃止となることもあります。

当法人は、措置の決定に係る審査では、必要な資料の提出や関係者から事情の説明を求め、投資判断情報としての重要性や違反行為が行われた経緯・原因などの事情を総合的に勘案して判断を行います。また、特設注意市場銘柄の指定解除や改善状況報告書の提出に際しては、内部管理体制等が適切に改善されているか審査を行います。

Ⅰ 措置の一覧

改善措置	ペナルティ的措置
<ul style="list-style-type: none"> ● 特設注意市場銘柄への指定 ● 改善報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上場契約違約金 ● 公表措置

d 上場廃止に係る審査

上場有価証券が上場適格性を喪失した状態で上場を継続すると、投資者に不測の損害を与えるおそれがあり、また市場への信頼性が損なわれることとなります。そこで、上場有価証券について、当法人は、上場廃止基準に抵触していないか審査を行います。

e 未然防止型上場管理

当法人は、上記の各審査のような事後的な対処に加え、不適切な情報開示や企業行動の未然防止にも注力しています。具体的には、適時開示前の事前相談において問題点等を指摘したり、上場会社を訪問して内部管理体制等について意見交換を行うとともに、セミナーの開催などを通じた情報発信を推進するなど、常に市場の質的向上に努めています。

詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/ensuring/listing/compliance/index.html>

2 上場管理の実施状況

(審査終了ベース)

項 目		2014年度	前年比
1. 適時開示に係る審査 (注1)		281件	+64件
2. 企業行動規範に係る審査 (注2)		232件	▲ 8件
3. 上場廃止に係る審査	形式基準に係る審査 (注3)	82件	▲16件
	実質基準に係る審査 (注4)	0件	±0
	実質的存続性に係る審査 (注5)	127件	+37件

- (注) 1. 不適正な情報開示が行われた際の審査件数
 2. 企業行動規範における「遵守すべき事項」の遵守状況の審査件数
 3. 株主数や時価総額などの形式的な上場廃止基準への抵触による上場廃止に係る審査件数
 4. 虚偽記載や上場契約違反などの実質判断を要する上場廃止基準への抵触による上場廃止に係る審査件数
 5. 上場会社が合併等を行う際の実質的存続性に係る審査件数

3 上場管理結果の状況

2014年度の上場会社に対する措置の件数 (注1～3)

特設注意市場銘柄の指定	4
改善報告書の徴求	6
上場契約違約金の徴求	7
公表措置	5
開示注意銘柄の指定	0

- (注) 1. 特設注意市場銘柄指定の4銘柄は、上場契約違約金の徴求も併せて実施。また、改善報告書徴求の6銘柄について、1銘柄は上場契約違約金の徴求、5銘柄は公表措置も併せて実施。
 2. 開示注意銘柄制度は、2014年5月31日付規則改正により廃止。
 3. 各項目の個別銘柄名は45ページをご覧ください。

2014年度の上場廃止等銘柄数 (注3)

■上場廃止		
株券		44
市場第一部		22
市場第二部		4
マザーズ		2
JASDAQ		16
TOKYO PRO Market		0
債券等		1
ETF・ETN		0
REIT		0
ベンチャーファンド		1
TOKYO PRO-BOND Market		1
有価証券オプション		1
新株予約権証券		0
■市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え		1
■実質的存続性の喪失		1

4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、上場会社の不適正なディスクロージャーに関し、私共の活動の参考となるような情報提供をお受けしています。

区 分		件 数
上場会社に係る情報提供	情報開示に係る情報提供	57件
	その他上場会社に係る情報提供	24件
その他		10件
合 計		91件

3 考査

Ⅰ 考査業務の概要

投資者が取引所において上場有価証券の取引を行う場合には、投資者は、取引参加者を介して取引所に発注を行う必要があります。このように取引所市場へのアクセスにおいて特権的な地位を持つ取引参加者は、市場のゲートキーパーとしての機能を担うものであり取引所市場の信頼性確保に極めて重大な責任を有しています。

投資者からの注文が取引参加者により適切に受託され、執行されなければ、市場における公正な価格形成、円滑な流通を確保することはできず、また取引参加者が投資者に対して誠実に業務を遂行しなければ、投資者が安心して取引ができる市場は実現しません。

当法人では、わが国資本市場の公正性と信頼性を守り、取引の公正性を確保するため、マーケットに密接した自主規制法人としての特質を最大限に発揮し、以下の3項目を基本方針として考査（検査）を行っています。

a 市場一体型考査

取引所の市場運営部門及びシステム部門並びに清算機関との連携を最大限活用して、マーケットの実態及び取引所市場における諸課題を的確に把握し、適時適切かつ効果的に考査を実施します。これにより、取引参加者が取引所市場のゲートキーパーとして売買、決済及び引受等の業務を確実に遂行することを促し、取引所市場の公正性及び信頼性を高めてまいります。

b リスクベースアプローチ

●機動的な考査対象先の選定

取引参加者の過去の考査結果、他機関の検査結果、取引所市場での売買状況、清算機関におけるリスク評価、並びに取引参加者の業務及び財産に関するオフサイト・モニタリング等に基づき、取引参加者の業態やその時々の状況等を踏まえ、潜在的な問題やリスクがあると考えられる取引参加者に対して優先的に考査を実施します。

●深度ある実効的な考査の実施

近時のマーケットの実態及び各取引参加者の業務の状況等を踏まえて、取引所市場の運営の観点からリスクが高いと考えられる項目について重点的に考査を行うとともに、実地考査においても広く関係部門に対してヒアリングを行うこと等により業務実態を多角的にかつより深く把握し、深度のある考査を実施します。

また、法令等に違反する行為や市場運営にかんがみて不適当な業務の状況を発見した場合には、その背景にある内部管理態勢を分析し、発生原因の本質を見極め、改善を促します。

c 内部管理態勢整備の促進

投資者及び発行体の取引所へのアクセスを仲介する取引参加者において、その業務が適確に遂行できるよう、取引参加者の業容の拡大による多様な業務展開に伴う各種のリスクの把握及びその管理に留意し、社内規程や社内組織等の枠組みの整備状況に留まらず、実態として法令諸規則を遵守し投資者の利益に適う業務運営が確保されているか検証を行います。その際には、取引参加者の経営陣も含めた双方向の対話によって業務運営上の問題点等に係る認識を共有し、望ましい内部管理態勢を提示するなど、取引参加者の適切な内部管理態勢の整備を促進します。

これらに際しては、法令等に違反する事実を指摘する「注意喚起」のみならず、内部管理態勢に不備が認められた場合に行う「勧告」又は「要請」を活用するとともに、取引参加者に望ましい内部管理態勢を提示する「助言」を積極的に実施します。

調査計画につきましては、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/ensuring/maintaining/inspection-plan/index.html>

当法人が実施している考査の種類は、下表のとおり「一般考査」、「フォローアップ考査」、「特別考査」の3つの形態があり、考査の方法としては、「実地考査」、「書類考査」があります。

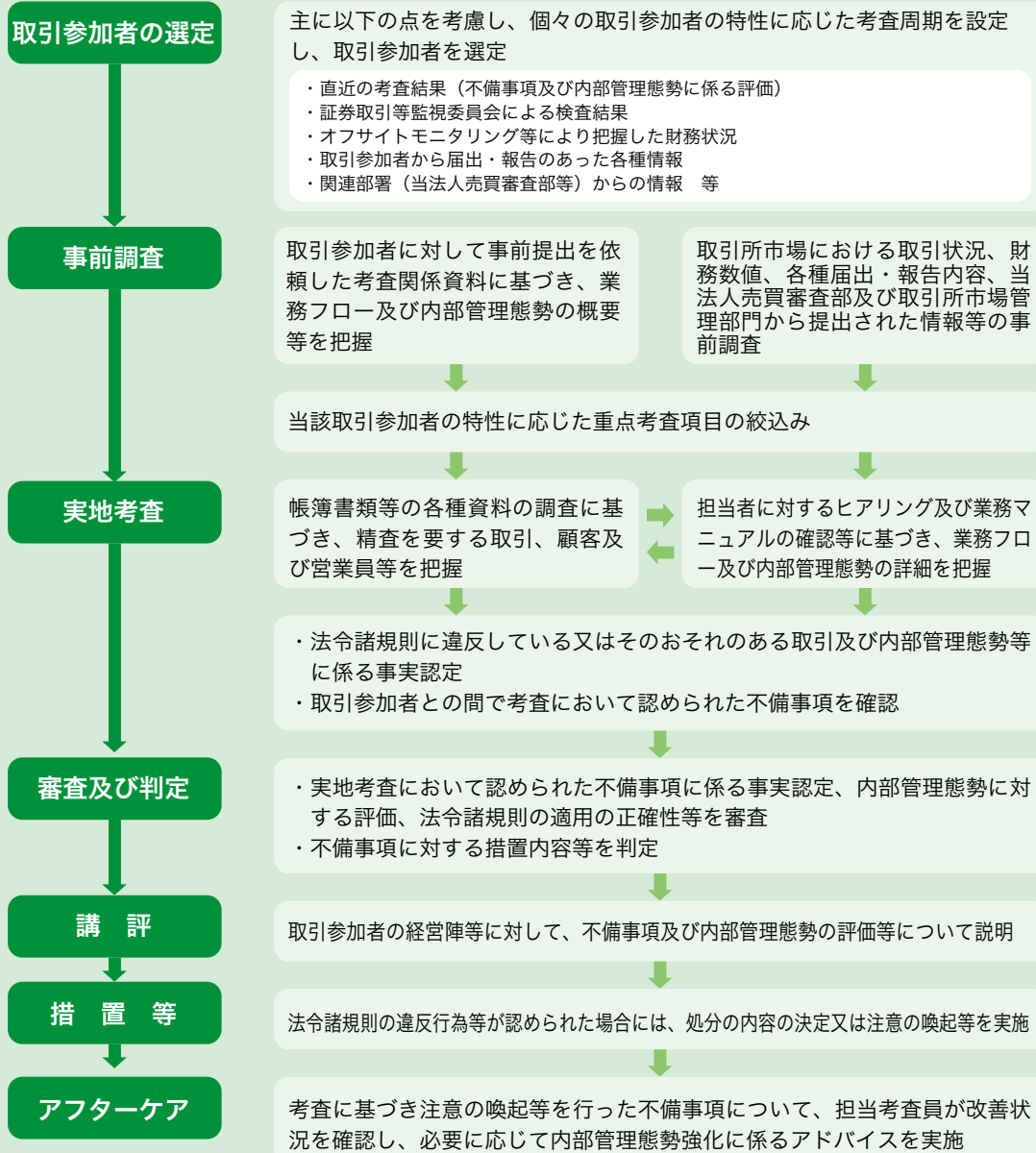
Ⅰ 考査の種類

	特 徴
一般考査	過去の考査結果や証券取引等監視委員会の検査結果等の内容に加え、前回考査からの経過日数等を勘案し、考査の必要性が高いと認められる取引参加者から順次実施する検査です。
合同検査	日本証券業協会と当法人が同時に臨店して一体的に行う検査です。
共同考査	各地取引所と連携して行う検査です。
フォローアップ考査	考査終了後、必要に応じて1年程度以内に改善状況の確認を行う検査です。
特別考査	各種情報に基づき特定の事項にスポットを当てて行う検査です。

Ⅰ 考査の方法

	特 徴
実地考査	取引参加者の本店・支店の中から数店舗を選択し、当該店舗に臨んで行う考査です。ほとんどの考査はこの方法で行います。
書類考査	考査事項やその他の状況により、取引参加者から提出された各種資料で足りると判断される場合に、臨店は行わず、提出資料により行う考査です。

■ 考査のフロー



詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/ensuring/maintaining/outline/index.html>

2 考査の実施状況

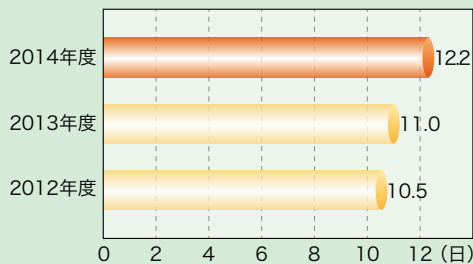
2014年度においては、取引参加者30社に対して考査を実施しました。各考査における臨店期間や考査員数は、取引参加者の業態や取引状況により異なりますが、平均臨店日数は12.2日、1社当たり平均考査員数は6.2人となりました。

(単位:社)

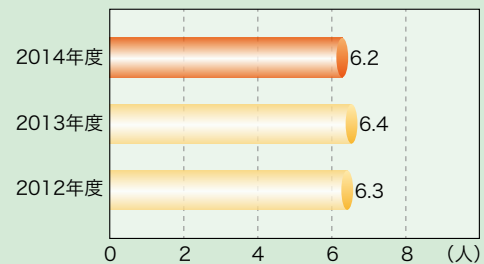
考査の種類	社数		
	2014年度	2013年度	2012年度
一般考査	29	28	30
うち 合同検査	29	28	26
うち 共同考査(注)	6	16	25
フォローアップ考査	0	1	1
特別考査	1	2	0
合 計	30	31	31

(注)2013年7月以降は、東京証券取引所と大阪証券取引所の自主規制機能が統合され、当法人が両取引所に係る考査を行うこととなったことから、共同考査の社数が減少しています。

■ 1社当たり平均臨店日数



■ 1社当たり平均考査員数



3 考査結果の状況

当法人は、取引参加者の考査の結果、法令諸規則に違反する行為等が認められた場合には、取引参加者に対して処分、勧告、注意の喚起、要請等の措置を行っています。

a 不備指摘件数

2014年度は、考査計画に基づき、「法人関係情報管理態勢の整備状況」、「注文管理態勢及びこれに関連するシステムの管理態勢の整備状況」、「信用取引委託保証金及び先物・オプション取引証拠金に係る諸規則の遵守状況並びにこれらの取引に関連するリスク管理態勢の整備状況」、「昨今の注文件数等の増加を踏まえた対応状況」を重点考査項目として考査を行い、法人関係情報の管理に関して5件、注文管理態勢及びシステムの管理態勢の整備状況に関して7件、信用取引委託保証金等に関して16件の不備について改善を求めました。

(単位:事案)

不備事項	事案数	
		うち処分、注意の喚起又は要請
① 信用取引に関する不備	13 (5)	10 (2)
② 空売りに関する不備	8 (5)	1 (2)
③ 誤発注防止に関する管理不備	7 (9)	5 (5)
④ 不公正取引防止に関する管理不備	6 (11)	1 (4)
⑤ 法人関係情報に関する管理不備	5 (9)	4 (4)
⑥ 自己資本規制比率の算出に関する不備	4 (4)	1 (3)
⑦ 先物・オプション取引の証拠金に関する管理不備	3 (0)	2 (0)
⑧ 帳簿書類に関する不備	3 (5)	0 (3)
⑨ 売買等規制措置に関する不備	2 (3)	1 (1)
⑩ 差金決済取引に関する不備	2 (2)	1 (0)
⑪ 取引所等への報告事項に関する不備	2 (3)	0 (0)
⑫ 最良執行義務に関する不備	2 (3)	0 (1)
⑬ 顧客資産の分別保管等に関する不備	1 (2)	1 (2)
⑭ システムリスクに関する管理不備	1 (0)	1 (0)
⑮ フロントランニング防止に関する管理不備	1 (0)	0 (0)
⑯ その他	2 (9)	2 (3)
合 計	62 (70)	30 (30)

(注) 括弧内の数字は、前年度の事案数を表す。

b 考査の結果に基づく処分及び注意喚起等の状況

2014年度においては、考査の結果に基づき処分・勧告を行うこととした重大な事案はありませんでした。また、考査を行った取引参加者30社中16社に対し不備指摘を行っています。

内 容	事案数	社数
処 分	0 (0)	0 (0)
勧 告	0 (0)	0 (0)
注意の喚起	18 (3)	11 (3)
担当理事による注意	0 (0)	0 (0)
考査部長による注意	3 (3)	3 (3)
担当考査員による注意	15 (0)	10 (0)
要 請	12 (2)	11 (2)
合 計	30 (5)	16 (4)

(注) 1. 事案数は文書による指摘を行った件数であり、() 内の数字は、改善措置等について文書による報告を求めた件数。
2. 社数の合計は、1回の考査において注意の喚起等を重複して行った取引参加者があるため、計算上の合計とは一致しない。

なお、取引参加者において法令等に違反することとなるおそれがある場合に行うことができることとしていた考査上の措置である「要請」について、リスク管理態勢の整備等、必ずしも法令等の違反とならないものについても、市場の運営にかんがみて適当でない場合には行うことができるよう2014年4月1日に当法人の業務規程を改正しました。2014年度においては、ノンコミットメント型ライツ・オフリングのフィナンシャル・アドバイザー業務に関して、改正後の規定に基づく「要請」を行いました。その事案の概案は次のとおりです。

【事案の概要】

取引参加者であるA社は、上場会社である甲社のライツ・オフリングにおいて、フィナンシャル・アドバイザー（以下「FA」という。）として関与しました。A社は、当該ライツ・オフリングによる増資は合理的であると判断していますが、その判断は経営者による資金調達のための目的、事業計画、資金使途等についての口頭説明のみに基づいて行われ、FA契約締結後に受領した事業計画の概要を記載した書面は受領しているものの、資金使途の検証のための資料の提出を求めておらず、増資の合理性についての実質的な検証を行っていませんでした。

また、甲社のライツ・オフリングでは、大株主である経営者の新株予約権の権利行使の意向について、全部又は大部分を行使する意向である旨を開示していながら、当該経営者は、結果的にはほとんど行使を行っていません。A社は、当該開示に際しても、当該経営者から権利行使のための必要となる資金の調達について裏付けを取っていないなど、FAとして上場会社の開示を指導する立場にありながら、重要な情報の開示に関する対応が不十分である状況が認められました。

取引参加者が上場会社に対してエクイティ・ファイナンスに係るアドバイス等を行うに当たっては、株主や投資者の利益が損なわれることのないよう十分に配慮し対応することが求められます。しかしながら、A社のライツ・オフリングのFA業務の状況は、このような取引参加者としての責務に照らして不適切であると認められました。

2014年度の不備事項別の注意喚起等の状況は、以下のとおりです。

(単位:事案)

不備事項	注意の喚起			要請	改善報告書
	担当理事	審査部長	担当審査員		
① 信用取引に関する不備		2	4	4	3
② 空売りに関する不備			1		
③ 誤発注防止に関する管理不備			4	1	
④ 不公正取引防止に関する管理不備				1	
⑤ 法人関係情報に関する管理不備				4	1
⑥ 自己資本規制比率の算出に関する不備			1		
⑦ 先物・オプション取引の証拠金に関する管理不備		1	1		1
⑧ 帳簿書類に関する不備					
⑨ 売買等規制措置に関する不備			1		
⑩ 差金決済取引に関する不備			1		
⑪ 取引所等への報告事項に関する不備					
⑫ 最良執行義務に関する不備					
⑬ 顧客資産の分別保管等に関する不備			1		
⑭ システムリスクに関する管理不備				1	
⑮ フロントランニング防止に関する管理不備					
⑯ その他			1	1	
合計	0	3	15	12	5

(注) 「改善報告書」は、改善措置等について文書による報告を求めたことを表す。

4 処分・勧告の実施状況

当法人は、取引参加者に法令諸規則に違反する行為が認められた場合等で必要があると認めるときは、当法人の諮問委員会である規律委員会に諮問のうえ、東京証券取引所又は大阪取引所による処分（過怠金、戒告、売買等の停止若しくは制限又は取引資格の取消し）の内容の決定を行います。

2014年度は考査の結果に基づく処分はありませんでしたが、取引参加者において違反行為が認められたことから、以下のとおり処分の内容を決定しました。なお、勧告の実施はありませんでした。

年月日	取引参加者名	違反行為の概要	処分内容
2014. 9.24	むさし証券	相場操縦行為 ・東京証券取引所から注意を受けているにもかかわらず、TOPIX先物取引に係る相場操縦行為（注）を再発させており、同社の売買審査態勢も不十分なものであった。	<東京証券取引所> 戒告 (業務改善報告書の請求) <大阪取引所> 過怠金8,000万円 (業務改善報告書の請求)
2014. 9.24	ばんせい証券	利益相反行為 ・同社が組成した複数の商品ファンド間で、価値の下落を反映しない不適切な価格で船舶債の売買が行われた結果、同社が損失を免れる一方、一般投資家及び機関投資家が損失を負担することとなった。	<東京証券取引所> 戒告 (業務改善報告書の請求) <大阪取引所> 戒告 (業務改善報告書の請求)

(注)本件行為は、デリバティブ市場の統合前に東京証券取引所において行われましたが、デリバティブ市場の統合に係る取引参加者規程改正付則に基づき、大阪取引所において行われた行為とみなして処分内容を決定しました。

5 資格取得審査の実施状況

当法人では、東京証券取引所及び大阪取引所へ取引資格取得の申請を行った金融商品取引業者等についての取引資格の取得の承認に関する審査を行っています。

2014年度は、「サスケハナ・ホンコン・リミテッド」から、東京証券取引所の取引資格（リモート取引参加者）の取得の申請が行われたことから、当法人は当該申請に関する審査を行いました（同社は2015年5月1日付で東京証券取引所の取引資格を取得）。

リモート取引参加者制度は、内閣総理大臣の許可を受けた外国証券業者が日本国内に支店等を設けることなく取引所に発注することを可能とするべく、2009年に導入されており、同社が、東京証券取引所で初のリモート取引参加者となりました。

6 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、証券会社（取引参加者）の法令遵守に関し、私共の活動の参考となるような情報提供をお受けしています。

区 分	件 数
取引参加者に係る情報提供	3件
その他	0件
合 計	3件

4 売買審査

1 売買審査業務の概要

金融商品取引所には、上場する銘柄が売り買いの需給に基づいて適正な価格で取引される公正で信頼される市場をつくり運営するという使命があります。

当法人では、東証現物市場・大阪デリバティブ市場において公正性・信頼性確保のため、不公正取引（株価操作やインサイダー取引）が行われていないか日々チェックしており、これらの活動を「売買審査」と呼んでいます。

当法人は以下の流れで売買審査を実施しています。

a ステップ1 調査銘柄の抽出

株価や売買高等の動向に対して不自然に思われる取引をシステムにより抽出するほか、取引所マーケット部門や外部からの情報提供をもとに、調査する銘柄を抽出します。

また、法令上の重要事実が公表された銘柄で、開示前後の株価等が不自然な銘柄を調査銘柄に抽出します。

b ステップ2 調査・審査

取引参加者に対しては顧客の売買データ、上場会社に対しては重要事実の公表経緯の報告書等の提出を依頼します。これらの情報をもとに、相場操縦審査の場合には発注・約定形態の分析を行い、インサイダー取引審査の場合は会社関係者等の取引の有無や重要事実の公表から見て、タイミングの良い売買がされているかどうかの調査を行います。

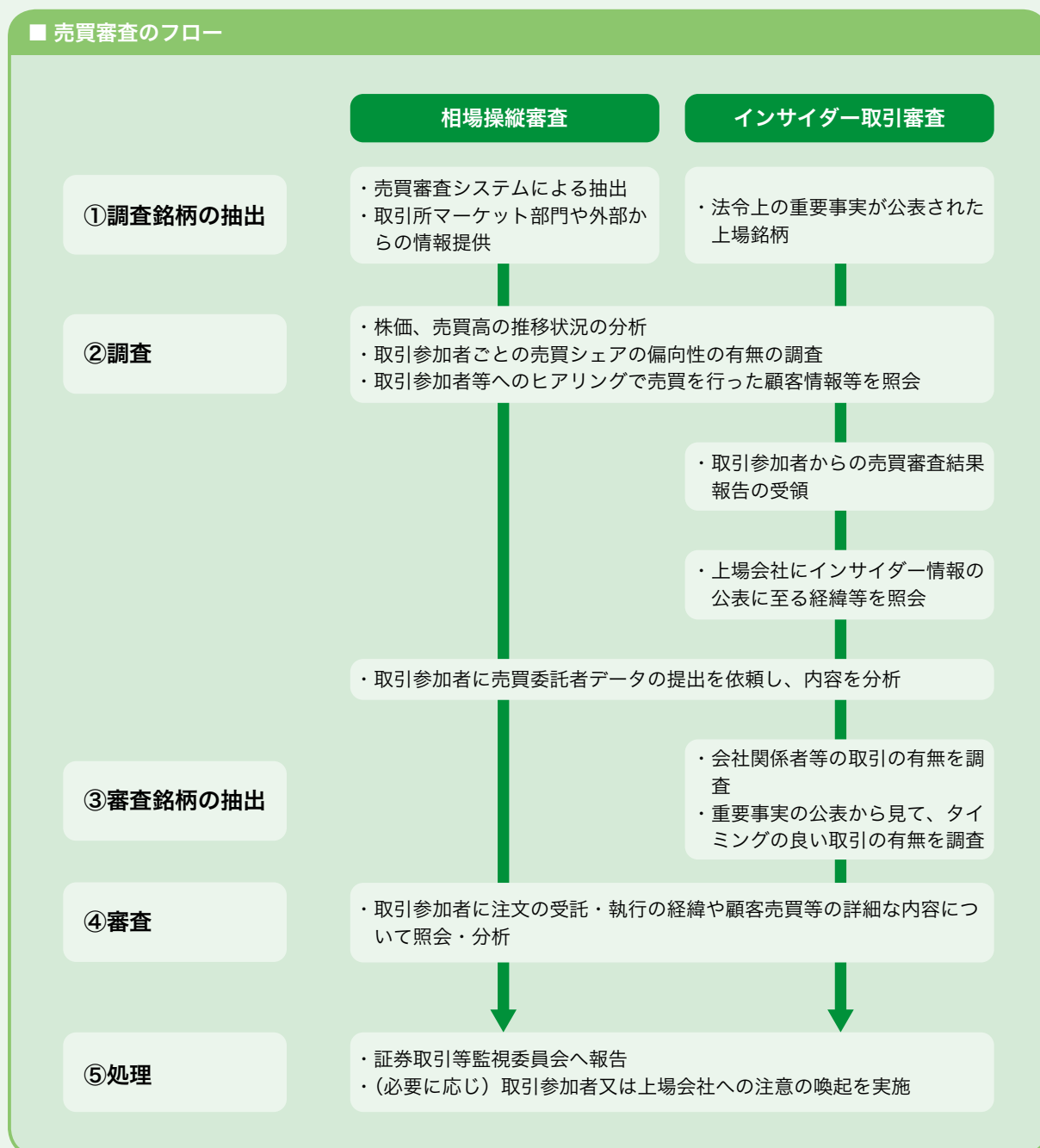
こうした調査の結果、より詳細な分析が必要な事案については審査銘柄として抽出します。その後、取引参加者に対してさらに照会を行うなどした上で、これらの情報を総合的に分析し、不公正取引又はそのおそれのある取引がないか判断を行っています。

c ステップ3 処理

審査を実施した場合、すべての事案について、その結果を証券取引等監視委員会に報告しています。こうした連携により、当法人は証券取引等監視委員会における市場監視活動をサポートしています。

また、審査の結果、取引参加者に法令諸規則に対する違反行為又はそのおそれのある行為が認められた場合、上場会社に法令に対する違反行為又はそのおそれがある行為やインサイダー取引未然防止のための社内管理体制が不十分であると認めた場合には、注意の喚起などを行い、改善を促します。

■ 売買審査のフロー



詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/ensuring/preventing/outline/index.html>

2 売買審査の実施状況

調査の対象銘柄は、増資、合併、解散等、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な会社情報が公表された銘柄や、価格又は売買高の変動に不自然な状況が認められる銘柄等であり、これらについて、価格・売買高の動向及び取引参加者の売買状況等を分析し、必要に応じて取引参加者等に対して照会を行うなどの調査を行っています。2014年度においては、このような調査の件数は、3,487件となっています。

また、更に詳細な分析が必要と認められる銘柄については、必要に応じて取引参加者に対して注文の受託・執行の経緯や委託者の詳細な情報等についてヒアリングを行うなど、より詳細な審査を行っています。2014年度においては、このような審査の件数は、166件となっています。

区 分		調査件数		審査件数	
			前年度比		前年度比
インサイダー取引	増 資	129	+27	33	▲33
	減 資	4	±0	2	+1
	自己株式取得	140	+53	7	+4
	株式分割	89	▲69	1	▲7
	配当異動	417	+79	6	▲11
	合 併	6	+3	0	±0
	業務提携	95	+17	18	+8
	業務遂行の過程で生じた損害	84	+9	5	▲1
	主要株主の異動	14	▲2	1	+1
	決算に関する情報	689	+57	20	▲4
	その他重要事実	318	+85	41	▲1
	小 計	1,985	+259	134	▲43
	相場操縦	株価変動等	1,143	+575	31
空 売 り		0	±0	0	±0
小 計		1,143	+575	31	+14
	デリバティブ関係	358	▲651	1	+1
	そ の 他	1	±0	0	▲3
	合 計	3,487	+183	166	▲28

- (注) 1. 調査・審査の件数は、調査・審査が終了した時点でカウントしたものの件数。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしない。
2. 2013年7月16日の東京証券取引所及び大阪証券取引所現物市場の統合日より「相場操縦」の調査件数の集計対象を変更している。
3. 現物市場統合日前の大阪証券取引所の件数は含まない。
4. 2014年度からデリバティブ関係に係る調査件数の集計方法を変更している。

3 売買審査結果の状況

a 取引参加者に対する注意の喚起

売買審査の結果、取引参加者の行為が法令諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合には、不公正取引の再発防止又は未然防止の観点から、必要に応じ、取引所規則等に基づき、取引参加者に対して処分の内容の決定や注意喚起等の措置を行っています。更に、事案の内容から必要と判断される場合には、併せて改善措置等についての文書による報告を求めています。2014年度においては、表のとおり取引参加者に対して4件の注意喚起を行いました。

2014年度における主な事案として、取引参加者のディーラーが自らの買い注文又は売り注文を有利な値段で約定させようとして、約定の意思が無いとの疑念が持たれる注文を多数発注していた状況が認められたことから、当該取引参加者に対し担当理事による注意喚起を実施しました。

1 取引参加者に対する注意喚起

(件)	
取引参加者に対する注意喚起	4 (3)
担当理事による注意喚起	1 (1)
売買審査部長による注意喚起	2 (2)
グループリーダーによる注意喚起	1 (0)
担当者による注意喚起	- (-)

(注) () 内の数字は、改善措置等について文書による報告を求めた件数。

このほか、取引参加者の注文受託行為について直ちに問題がある、あるいは不公正取引の疑いがあるわけではないものの、特定の委託者等の発注・約定形態から、それを放置しておくとする将来的に違反行為につながるおそれがあると認められる場合など不公正取引の未然防止の観点から必要と認める場合には、取引参加者に対して売買実態の説明を行っています。

2014年度においては、いわゆる見せ玉や株価の引上げなどの行為に対する早期対処に積極的に取り組み、計424件について売買実態の説明を行いました。



「見せ玉 (みせぎょく)」を監視しています

近年、各国市場で見せ玉による相場操縦行為が摘発されています。日本でも、最近、デイトレーダーや海外投資者が刑事告発や課徴金納付命令を受けています。

「見せ玉 (みせぎょく)」(「見せ板 (みせいた)」と表現されることもあります) とは、「約定させる意思のない注文を発注することで第三者の注文を誘引して相場を動かし、自分に有利な値段で売買を行う行為」のことで、相場操縦行為のひとつとして法律で厳しく禁止されています。

当法人では、独自に開発した“売買審査システム”を使って年間9万件程度の取引を抽出し、その1件1件について見せ玉でないか確認・分析しています。抽出した取引のほとんどは問題のない取引ですが、「見せ玉」の疑念が持たれる取引については、すべて証券取引等監視委員会へ報告しており、こうした連携によって見せ玉による相場操縦行為の摘発がなされています。

当法人は、「見せ玉」をはじめとする不公正取引に対する監視機能の充実に努め、取引所市場の信頼性を確保してまいります。

b 上場会社に対する注意の喚起及び社内体制に係る再点検要請

上場会社の行為が法令諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合や、インサイダー取引の未然防止のための社内管理体制が十分でないと認められる場合などには、社内管理体制の整備・改善を促す観点から、上場会社に対して注意喚起を行っています。更に、事案の内容から必要と判断される場合には、併せて改善措置等についての文書による報告を求めています。2014年度においては、表のとおり上場会社に対して13件の注意喚起を行いました。

2014年度における主な事案として、上場会社の役職員が、重要事実の公表前等に同社の社内規則に定める手続きを行わずに自社株式の売買を行っていた状況が認められたことから、売買審査部長による注意喚起を実施しております。また、上場会社の役職員が相場時価総額に係る猶予期間中に売買を行っており、外形的に取引所規則の潜脱を目的とした売買形態が認められたことから、それに対する上場会社としての見解を求める措置を実施しました。

また、当法人は、業務規程の一部を改正（2014年4月1日施行）し、上場会社等の役職員がインサイダー取引規制に違反したとして行政庁から課徴金勧告等がなされた場合に、当該上場会社に対して社内体制に係る再点検を実施するよう求めることとしました。2014年度は、表のとおり5社に対して再点検の実施を求めました。

Ⅰ 上場会社に対する注意喚起・再点検要請

(件)	
上場会社に対する注意喚起	13 (13)
担当理事による注意喚起	－ (－)
売買審査部長による注意喚起	1 (1)
グループリーダーによる注意喚起	12 (12)
担当者による注意喚起	－ (－)
上場会社に対する再点検要請	5 (5)

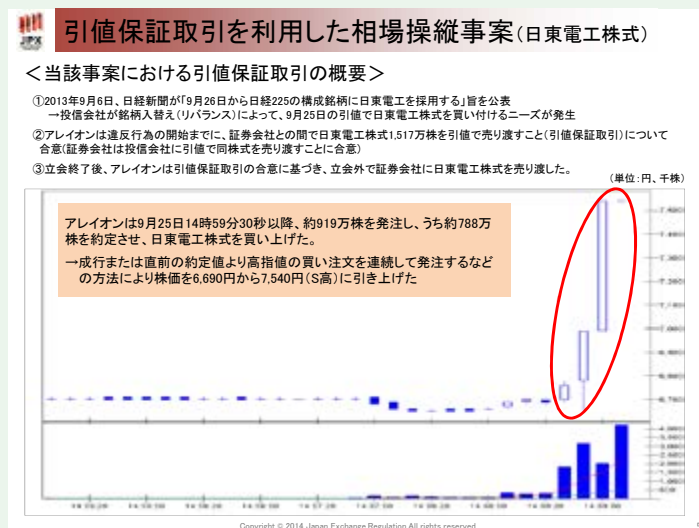
(注) () 内の数字は、改善措置等について文書による報告を求めた件数。

c マーケットの変化に即した売買審査の実施

昨今、複雑化した取引手法、取引所外取引の発達及び高度化する証券システム等、急激に市場環境が変化する中、当法人は、これまでになかった形態の不公正取引についても的確な売買審査を実施しており、証券取引等監視委員会と密接に連携し、その摘発をサポートしています。

2014年度においては、①デリバティブ市場として初となる見せ玉による相場操縦事案、②東京証券取引所市場と私設取引システムの取引時間が異なること及び両市場の価格・気配の連動性に着目し、東証市場の取引時間外（立会開始前の注文受付時間）において「見せ玉」を発注し、私設取引システムで自らにとって有利な値段で買付けを行った不公正取引事案、③株価指数の銘柄入替に伴う引値保証取引（予め発注者が証券会社等との間で、引値（終値）で売買を行うことを契約し、立会時間終了後に立会外で約定する取引）を自らにとって有利な値段で行うために立会終了直前に株価を引き上げた事案、について審査を行うとともに、証券取引等監視委員会の課徴金勧告に係る調査に協力しました。

なお、2014年12月5日に勧告がなされたAreion Asset Management Company Limitedによる相場操縦の事案は、株価指数に係る構成銘柄入替えに際して行われた不公正取引という特徴があることから、事案の概要とともに、株価指数の構成銘柄入替時に不公正取引が行われる背景及び当法人が注視している行為形態について、記者説明やホームページ（日本語・英語）への掲載を通じて、国内外の投資者等への情報発信にも努めました。



詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/ensuring/preventing/about-unfair-trading/tvdivq000000fi0-att/jp.pdf>

4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、インサイダー取引や相場操縦などの不公正取引に関し、私共の活動の参考となるような情報提供をお受けしています。

1 情報受付件数

(件)

区 分	件 数	前年度比
相場操縦	756	+99
インサイダー取引	55	+19
銘柄一般情報	0	▲17
その他	7	▲11
合 計	818	+90

5 海外規制当局等との連携強化等の取組み

昨今、証券取引のグローバル化がますます進み、国境を越えた様々な取引が行われる中、クロスボーダーの不公正取引等について確実にチェックできる体制を構築する必要があります。そのためには、海外情勢をタイムリーに把握する必要があるとともに、海外の取引所や自主規制機関との連携を深めることが重要になっています。

当法人では、海外の自主規制機関が多数加盟する市場間監視グループ（ISG）の総会へ参加し、市場監視分野に係る最新の動向について積極的に情報交換を行っております。2014年度は5月に米国ニューオーリンズ、10月にベルリンにて開催され、各国の自主規制機関から売買審査に係る近況や事例が報告されるなか、当法人からはデリバティブ取引に係る「見せ玉」事例について紹介し、売買審査・考査に係る情報交換及び国際的な連携強化に努めました。

また、証券監督者国際機構（IOSCO）の協力会員諮問委員会中間会合及びトレーニングセミナーを日本証券業協会等と東京で開催するとともに、人材育成の観点から、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）が主催する研修へ社員を派遣しました。

5 上場会社・取引参加者等のコンプライアンス支援活動等

1 コンプライアンス研修センター「COMLEC」等について

当法人は、上場会社及び取引参加者のコンプライアンス支援を推進することを目的とした「COMLEC」（コムレック：Compliance Learning Center）を設立しています。COMLECでは、コンプライアンス支援活動として、各種コンプライアンスセミナーの開催、各社への研修講師派遣及びeラーニング等研修ツールの提供等を行っています。また、COMLEC以外にも、主に上場会社の代表者、コンプライアンス担当役員さらに監査役の方を対象に毎年その折々に証券市場を取り巻く環境を踏まえ、上場会社の関心の高いテーマを定め、当該分野の専門家を講師としたセミナーを開催しています。

今後も活動の幅を拡充させるとともに、より質の高いサービスを提供していきます。



2 COMLEC等の活動状況

a コンプライアンス関連セミナーの開催

COMLECでは、主に上場会社や取引参加者の役職員を対象として、金融商品取引に関するコンプライアンスセミナーを開催しています。

これらセミナーにおいては、当法人が日頃の自主規制業務を通じて得た生の事例・経験を基に、上場会社や取引参加者の実務に直結した最新のコンプライアンス関連トピックを分かりやすく解説しています。

各種セミナーの様子は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/comlec-publication/seminar/index.html>

I 2014年度におけるCOMLEC主催セミナー等

開催日	内 容
2014年4月～2015年3月（東京、大阪 他）	「企業担当者のためのインサイダー取引規制セミナー」 上場会社や証券会社の役職員のインサイダー取引規制に対する理解をサポートすることを目的に、東証内にて基礎編及び実務編の各セミナーを原則毎月1回ずつ、計19回開催しました。また、同様のセミナーを新宿で3回、大阪で4回、名古屋、仙台及び富山の各都市において合計5回開催しました。
2014年12月9日・10日（東京）	「COMLEC売買管理セミナー」(約130名参加) デリバティブ取引に係る初の課徴金勧告事案を受けて、各取引参加者のデリバティブ取引の実情に応じた売買管理体制の整備を促す観点から、取引参加者向けに売買管理セミナーを開催し、売買審査事例並びに当法人における売買審査の着眼点及びポイントを紹介しました。
2015年3月2日（東京） 2月20日（大阪） 1月16日（名古屋） 3月13日（札幌） 3月25日（福岡）	「上場会社コンプライアンス・フォーラム」(約1,700名参加) 「第7回上場会社コンプライアンス・フォーラム『インサイダー取引を巡る動向―健全で活力のある市場を目指して―』」を開催しました（名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所と共催）。フォーラムでは、インサイダー取引規制に関する最近の法改正を踏まえた上場会社における対応状況と先進的な取組みを紹介するとともに、上場会社にインサイダー取引防止のための社内ルールについて見直していただくため、証券取引等監視委員会事務局幹部から「インサイダー取引規制に関するQ&A（2014年6月27日金融庁公表）」に関して解説いただきました。
2015年2月25・26日（東京） 3月2日（大阪） 3月3日（名古屋）	「考査実務者セミナー」(159名参加) 取引参加者のコンプライアンス担当者に対して、法令諸規則等の理解向上を目的に、最近の考査等で認められた「法人関係情報の管理体制」や「不正取引防止のための売買管理体制」に係る指摘事例等について解説を行いました。

b 上場会社セミナーの開催

2014年度は、上場会社における持続的な成長と企業価値の向上を図るべく、コーポレートガバナンスの意義及び当法人が公表した「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」(p.8)について理解を深めていただくことを目的に「企業価値の向上のためのコーポレートガバナンス」と題したセミナーを開催いたしました。

セミナーの講演録等は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/comlec-publication/seminar/pastseminar/index.html>

I 2014年度における上場会社セミナーの概要

開催日	内 容
2015年3月11日（東京） 3月13日（大阪）	「上場会社セミナー」(約1,000名参加) 上場会社の役職員を対象に「企業価値の向上のためのコーポレートガバナンス」をテーマとして、金融庁公認会計士・監査審査会事務局長 佐々木清隆氏から「監査法人検査を通じて見えてくる上場会社の課題」と題して、また、野村総合研究所未来創発センター主席研究員 大崎貞和氏から「プリンシプル・ベース規制の意義と課題―コーポレートガバナンス・コードとエクイティ・ファイナンスのプリンシプルを中心に―」と題してご講演いただきました。

c 社内研修等への講師の派遣

COMLECは、法令諸規則遵守の徹底を図る観点から、上場会社や取引参加者等からの要請に応じて、コンプライアンスに関する社内研修等の講師として当法人の社員を派遣しています。

売買審査関連の研修では、上場会社や取引参加者等のニーズに合わせてインサイダー取引や相場操縦に関する規制のほか、実際の判例や当法人で実際に認められた売買審査事例等も交えて解説しています。

一方、審査関連の研修においては、取引参加者からの個別の御要望を踏まえ、各社の役職員に対し、実際に認められた違反事例を紹介しながら、その解決策や、未然に防止するための適切な社内管理体制の構築方法について解説しています。

2014年度においては、2014年4月施行の金融商品取引法の改正を受け、上場会社等から、これらの内容を盛り込んだインサイダー取引規制に関する研修依頼が増加したことから、上場会社等に対して延べ710回（2013年度514回）の講師派遣を行いました。取引参加者に対しては、インサイダー取引規制や審査で認められた不備事例の解説等をテーマに延べ30回の講師派遣を実施しました。

社内研修の御要望がありましたら、COMLEC事務局（TEL：03-3666-0431、E-mail：COMLEC@jpx.co.jp）まで御連絡ください。

I 2014年度における講師派遣実績

上 場 会 社 等			
大同特殊鋼	宝印刷	学究社	クイック
安川電機	西松屋チェーン	日本テレビ	翻訳センター
双日	ワコム	フィスコ	三井松島産業
エア・ウォーター	マーベラス	GMOペイメントゲートウェイ	大和ハウス
カカクコム	ジャムコ	サンコーテクノ	日本ペイント
京三製作所	JSR	第一生命保険	サイバーリンクス
リソー教育	荏原製作所	住友商事	三菱地所
花王	ポラテクノ	医学生物学研究所	KADOKAWA
東洋合成	大日本住友製薬	GUMI	夢の街創造委員会
オリコン	三井住友銀行	山崎製パン	JXホールディングス
ほか			

証 券 会 社			
岡地証券	極東証券	広田証券	山二証券
共和証券	むさし証券	東洋証券	楽天証券
東海東京証券	エース証券	日本証券業協会	三菱UFJ証券
三晃証券	山和証券	岩井コスモ証券	ヤマゲン証券
ほか			

d eラーニング研修サービスの提供

COMLECは、上場会社や取引参加者の役職員、その他投資者等の市場利用者を対象とした証券教育活動の一環として、インターネットを利用した「eラーニング研修サービス」を提供しています。

今般、2014年4月から施行された金融商品取引法の改正等に対応し、2014年9月よりインサイダー取引規則に係るコンテンツ等をリニューアルしました。おかげさまで、本サービスは遠隔地や多忙な役職員などを含め役職員全員への研修として最適で利便性の高いコンプライアンス研修ツールであるとともに各企業の研修のご担当者が受講者ごとの学習状況を確認することが可能なことから、実効性のある高い学習効果が期待できるとしてこれまでに多くの方にご利用いただいております。スマートフォン及びタブレット等のモバイル機器での受講が可能です。

役職員一人一人のコンプライアンス意識の向上は、企業のリスク管理の観点からも大変重要です。社内研修等における社員への啓発のためのツールとして、是非ご利用ください。

サービスの詳細や申込方法等については、ホームページをご覧ください。

<http://www.jpex.co.jp/regulation/comlec-publication/comlec/e-learning/index.html>

講座タイトル	対象	学習時間	内容
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門① ～インサイダー取引の基礎知識～ New	新入社員を含む 社会人全般	15分	「インサイダー取引とは何か」を学ぶためのコースです。インサイダー取引について、漠然としたイメージしかお持ちでない方にも理解いただけるよう、何が規制されるのか、なぜ規制されるのかといったところから解説しています。
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門② ～インサイダー取引規制の内容～ New	主に上場会社、 証券会社等の 役職員	15分	インサイダー取引規制の内容について、上場会社の役職員が持っておきたい知識をまとめたコースです。4つのキーワードを中心に、インサイダー取引規制が及ぶ範囲を説明しています。
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門③ ～間違いやすいポイントとケース スタディ～ New	主に上場会社、 証券会社等の 役職員	15分	インサイダー取引規制について一定の知識があることを前提に、会社関係者に該当する方が注意すべきポイントをまとめたコースです。具体的な事例を交えて、より実務的なポイントを解説しています。
実務担当者のための インサイダー取引未然防止のポイント New	主に上場会社 の役員や管理 部門の担当者	15分	インサイダー取引未然防止のため、個人としてではなく上場会社として注意すべきポイントをまとめたコースです。ケーススタディを交えて上場会社のあるべき管理体制についての考え方を解説しています。
こんぶらくんの 株価操作規制入門① New	主に証券会社 の営業担当 者・新入社員 等	25分	金融商品取引法による株価操作規制の内容を基礎から学習するコースです。どのような行為が株価操作規制により禁止されているのかを具体的な事例を挙げて解説しています。
こんぶらくんの 株価操作規制入門② New	主に証券会社 の営業担当 者・新入社員 等	20分	金融商品取引法による株価操作規制の内容を基礎から学習するコースです。入門①から引き続き、違法な株価操作に対する罰則等の解説のほか、理解を深めるためのケーススタディを多く盛り込んでいます。
こんぶらくんの インサイダー取引規制 ～REITに関する規制の留意点～ (新設)	主に上場投資 法人、証券会 社等の役職員	15分	REITに関するインサイダー取引規制の内容を学習するためのコースです。REITに関する規制の内容を、株式会社と比較したときの投資法人の特殊性からくるポイントとあわせて解説しています。

e 刊行物の発刊

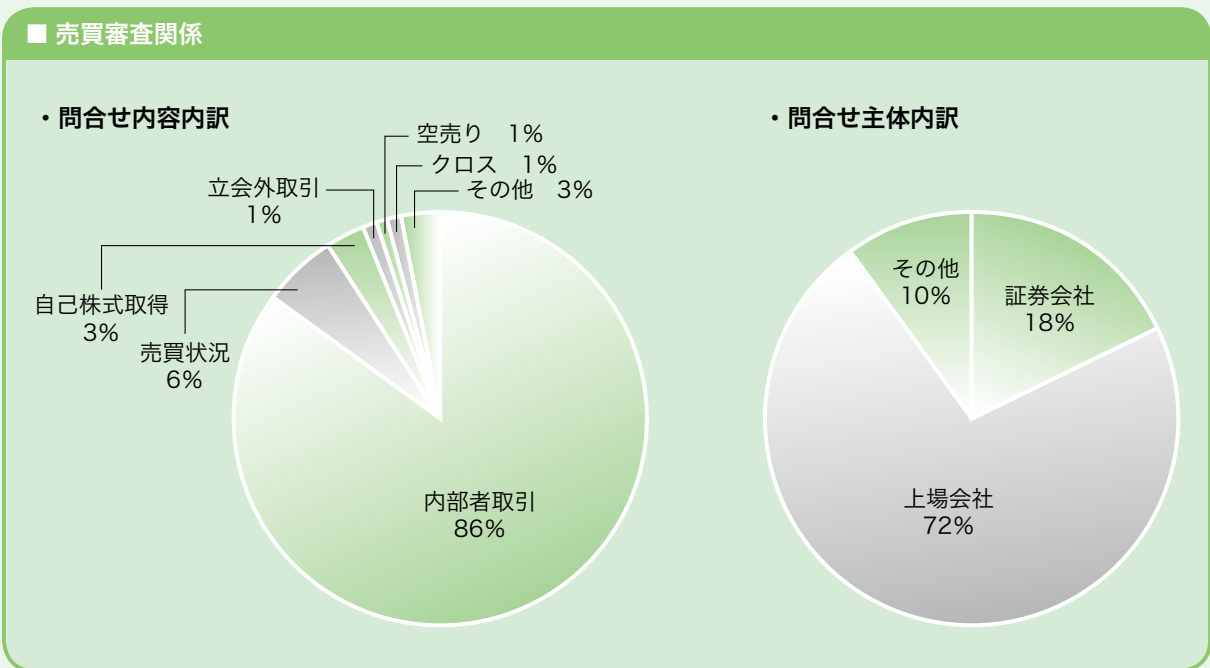
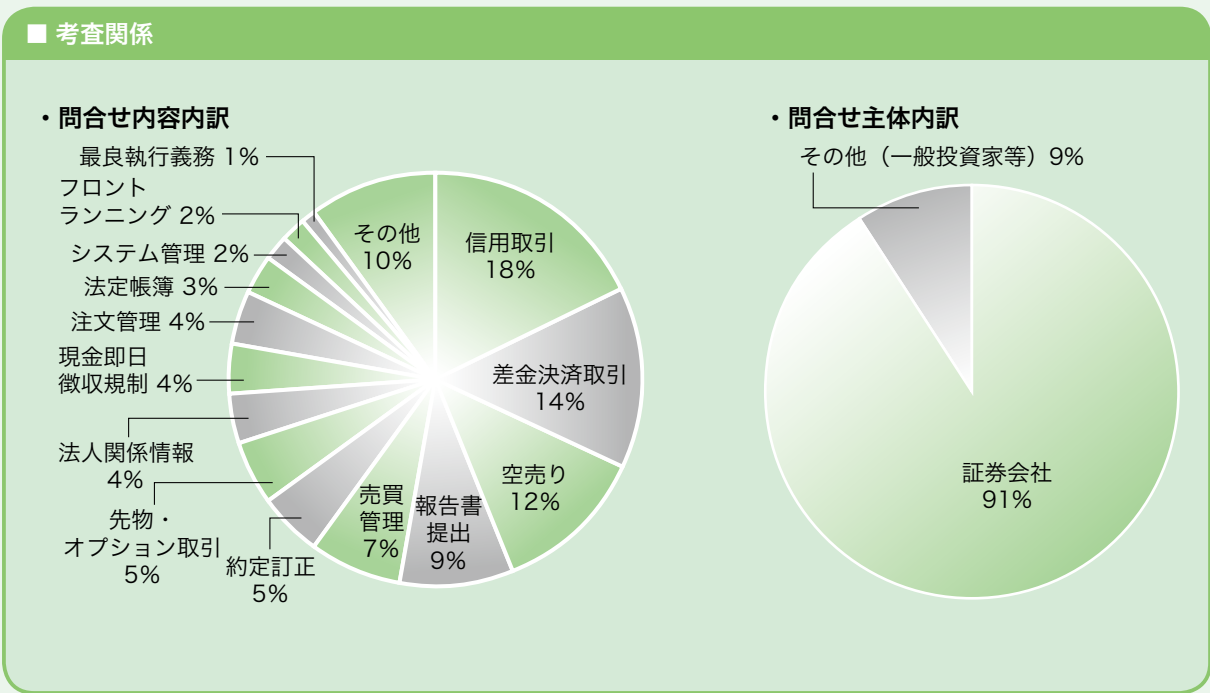
COMLECが発刊する主なコンプライアンス関連刊行物は以下のとおりです。i)～ii)については、ホームページ (<http://www.jpx.co.jp/regulation/comlec-publication/publication/index.html>) 等を通じて販売しています。また、iii)～iv)については、ホームページに掲載しています。

刊行物名	概 要
i) 内部管理用ケーススタディハンドブック	取引参加者から寄せられた問合せ事項等の中から、関心の高い事例等をQ&A形式で取りまとめた冊子です(2014年4月改訂)。
ii) こんぶらくんのインサイダー取引規制Q&A (金商法2013年改正対応版)	インサイダー取引規制の基本的内容をQ&A方式で取りまとめたインサイダー取引規制のバイブルです。
iii) 内部者取引防止規程事例集	第二回全国上場会社内部者取引管理アンケートの際に東証上場会社348社の皆様から任意で提供いただいた内部者取引防止規程を分析した事例集です。ホームページ (http://www.jpx.co.jp/regulation/comlec-publication/publication/tvdivq000000q4-att/index_pdf_08.pdf) を御覧ください。
iv) 第三回全国上場会社内部者取引管理アンケート調査報告書	全国の上場会社を対象に、内部者取引管理に関するアンケート調査を実施し、御協力いただいた2,387社の上場会社の回答を分析して調査報告書を取りまとめ、2011年8月各取引所のホームページに公表いたしました(全国取引所共同実施)。ホームページ (http://www.jpx.co.jp/regulation/comlec-publication/publication/enquete/) を御覧ください。
v) コンプライアンス四季報	四半期毎に考査部及び売買審査部の活動状況を取りまとめたものです。ホームページ (http://www.jpx.co.jp/regulation/ensuring/activity/quarterly/index.html) を御覧ください。

③ 上場会社・取引参加者等からの相談受付

審査部では、取引参加者等から証券取引に係る法令諸規則について、売買審査部では、上場会社や取引参加者等からインサイダー取引や相場操縦取引に関する規制について、それぞれご相談を受け付け、ご質問に回答しています。

2014年度においては、審査関連で202件、売買審査関連で740件の問合せがありました。相談受付の状況は以下のとおりです。



4 J-IRISSの登録推進活動

上場会社等の役員等の情報を登録し証券会社における内部者登録等の実効性をより確実なものとし、内部者取引を未然防止するシステムである「J-IRISS」(ジェイ・アイリス: Japan-Insider Registration & Identification Support System) について、未登録上場会社の登録促進を図るため、未登録上場会社への個別訪問等の活動を引き続き実施しており、東京証券取引所上場会社の登録率は2014年度末に81%に到達しています。

5 上場会社における自社株売買に関する社内ルール見直しの働きかけ

上場会社における自社株売買に関する社内ルールについて過度に厳格なものとなっていないか点検・見直しを促すため、金融庁が公表した「インサイダー取引規制に関するQ&A」を上場会社に通知する中でその旨を記載するとともに、過度に厳格な社内ルールの見直しをテーマに第7回上場会社コンプライアンス・フォーラム『インサイダー取引を巡る動向―健全で活力のある市場を目指して―』を開催(名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所との共催)しました。

6 取引参加者のコンプライアンス態勢充実に向けた支援活動

取引参加者のコンプライアンス業務の担当者を対象に「考査実務者セミナー」(東京:2014年2月、大阪:2014年3月、名古屋(名古屋証券取引所主催):2014年3月)を開催し、取引参加者の内部管理体制の改善につなげていただくため、最近の考査等で認められた「法人関係情報の管理体制」や「不公正取引防止のための売買管理体制」に係る指摘事例等について解説を行いました。

また、デリバティブ取引に係る初の課徴金勧告事案を受けて、各取引参加者のデリバティブ取引の実情に応じた売買管理体制の整備を促す観点から、取引参加者向けに売買管理セミナーを開催し、売買審査事例並びに当法人における売買審査の着眼点及びポイントを紹介しました(2014年12月9日、10日、合計取引参加者54社123名の方に御参加いただきました)。

さらに、取引参加者の売買管理体制の充実に図る観点から、取引参加者における取引抽出基準等の検討・見直しの際の参考に資するよう、「見せ玉」に係る実態説明の傾向分析を行い、取引参加者売買管理部門を対象に情報提供を行ったほか、併せて、顧客に対する注意喚起の実効性向上を支援するため、当法人名のリーフレット(2種類)を作成し、提供しました。

6 銘柄一覧

新規上場銘柄一覧

新規上場

〈株券〉 104銘柄

(注) 銘柄名に※を付している銘柄は、テクニカル上場銘柄。

(市場第一部) 15銘柄

- 2014. 4. 1 マルハニチロ(株)※
- 4.18 (株)ジョイフル本田
- 4.23 (株)西武ホールディングス
- 8.18 (株)キリン堂ホールディングス※
- 10. 1 (株)KADOKAWA・DWANGO※
- 10. 1 (株)東京TYフィナンシャルグループ※
- 10. 1 フィード・ワンホールディングス(株)※
- 10. 9 (株)すかいらーく
- 10.16 (株)リクルートホールディングス
- 12.15 テクノプロ・ホールディングス(株)
- 12.18 (株)gumi
- 12.19 メタウォーター(株)
- 12.26 日本商業開発(株)
- 2015. 3. 2 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)※
- 3.19 三重交通グループホールディングス(株)

(市場第二部) 14銘柄

- 2014. 4. 8 (株)丸和運輸機関
- 6.25 OATアグリオ(株)
- 7.23 日本ビューホテル(株)
- 10. 2 (株)富山銀行
- 10. 8 ヤマシンフィルタ(株)
- 11.21 (株)北の達人コーポレーション
- 12.16 SFPダイニング(株)
- 12.16 菊水化学工業(株)
- 12.17 竹本容器(株)
- 12.18 (株)大冷
- 12.22 (株)中広
- 12.24 綿半ホールディングス(株)
- 12.25 東京ボード工業(株)
- 2015. 2.20 (株)ホクリヨウ

(マザーズ) 57銘柄

- 2014. 4.23 (株)フィクスターズ
- 6.18 (株)ムゲンエステート
- 6.24 (株)フリークアウト
- 6.27 メドピア(株)

- 6.27 (株)レアジョブ
- 7. 2 (株)VOYAGE GROUP
- 7.15 (株)イグニス
- 9.11 (株)ジャパンインベストメントアドバイザー
- 9.17 (株)ロックオン
- 9.18 (株)リアルワールド
- 9.19 (株)AMBITION
- 9.24 (株)ジェネレーションパス
- 9.25 (株)リボミック
- 9.30 (株)FFRI
- 9.30 (株)ホットランド
- 10.21 GMOリサーチ(株)
- 10.22 (株)セレス
- 10.22 (株)オブティム
- 10.30 (株)アルファポリス
- 11. 7 (株)エラン
- 11.13 (株)SHIFT
- 11.27 (株)CRI・ミドルウェア
- 12.11 GMO TECH(株)
- 12.11 (株)ビーロット
- 12.11 弁護士ドットコム(株)
- 12.11 (株)スノーピーク
- 12.12 (株)クラウドワークス
アトラ(株)
- 12.16 メディカル・データ・ビジョン(株)
- 12.16 (株)U-NEXT
- 12.17 (株)フルッタフルッタ
- 12.18 (株)アドベンチャー
- 12.19 サイジニア(株)
- 12.22 イーレックス(株)
- 12.22 (株)インターワークス
- 12.22 (株)グランディーズ
- 12.24 データセクション(株)
- 12.25 (株)カヤック
- 12.25 (株)エクストリーム
- 12.26 MRT(株)
- 2015. 2.12 KeePer技研(株)
- 2.18 ファーストブラザーズ(株)
- 2.18 (株)ファーストロジック
- 2.19 (株)ALBERT
- 2.23 シリコンスタジオ(株)

- 3.17 (株)コラボス
- 3.19 (株)ショーケース・ティーピー
- 3.19 (株)ヒューマンウェブ
- 3.24 (株)RS Technologies
- 3.24 ファーストコーポレーション(株)
- 3.24 (株)イード
- 3.25 (株)Aiming
- 3.25 (株)ハウストゥ
- 3.26 (株)モバイルファクトリー
- 3.26 (株)日本動物高度医療センター
- 326 (株)ブラッツ
- 3.27 (株)sMedio

(JASDAQ) 13銘柄

- 2014. 4. 8 トレックス・セミコンダクター(株)
- 4.23 (株)白鳩
- 5.22 (株)東武住販
- 6.16 (株)ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング
- 7.10 (株)鳥貴族
- 12.16 マークラインズ(株)
- 12.17 今村証券(株)
- 12.24 (株)ヨシックス
- 2015. 1. 5 (株)日本創発グループ※
- 2. 2 (株)アイ・アールジャパンホールディングス※
- 3.17 (株)エムケイシステム
- 3.19 (株)エスエルディー
- 3.25 シンデン・ハイテックス(株)

(TOKYO PRO Market) 5銘柄

- 2014. 7.14 中央インターナショナルグループ(株)
- 7.15 (株)はかた匠工芸
- 10.20 (株)イー・カムトゥルー
- 2015. 1.27 (株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス
- 3.23 (株)TSON

<債券等> 5銘柄

- 2014. 7.23 ダイソー(株)第5回無担保転換社債型新株予約権付社債(期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
- 9.25 (株)じもとホールディングス120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

- 10. 2 東プレ(株)130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
- 2015. 3.12 スターゼン(株)130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
- 3.17 (株)九電工第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

<ETF・ETN> 31銘柄

- 2014. 5.29 TOPIXベア2倍上場投信
- 7.16 NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信
- 8.26 上場インデックスファンド日経レバレッジ指数
- 11.11 日経平均ベア2倍上場投信
- 11.18 NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETN
- 11.18 NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETN
- 11.18 NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETN
- 11.18 NEXT NOTES インドNifty・ベア ETN
- 11.19 iシェアーズ 米国ハイイールド債券ETF (iBoxxドル建てLHYC)
- 11.19 iシェアーズ 新興国債券ETF(パークレイズ Local EM国債コア)
- 11.19 iシェアーズ 米国債ETF(パークレイズ米10年国債)
- 12. 2 iシェアーズ JPX日経400 ETF
- 2015. 1. 6 ダイワ上場投信-日経平均レバレッジ・インデックス
- 1. 6 ダイワ上場投信-日経平均ダブルインバース・インデックス
- 1. 6 ダイワ上場投信-TOPIXレバレッジ(2倍)指数
- 1. 6 ダイワ上場投信-TOPIXダブルインバース(-2倍)指数
- 1.15 DIAM ETF 日経225
- 3.16 NEXT NOTES 野村日本株高配当70(ドルヘッジ、ネットリターン)ETN
- 3.16 NEXT NOTES S&P500 VIX インバースETN
- 3.18 UBS ETF ユーロ圏大型株50(ユーロ・ストック50)
- 3.18 UBS ETF 欧州株(MSCIヨーロッパ)
- 3.18 UBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU)

- 3.18 UBS ETF 欧州通貨圏小型株 (MSCI EMU小型株)
- 3.18 UBS ETF 英国大型株100 (FTSE 100)
- 3.18 UBS ETF MSCIアジア太平洋株 (除く日本)
- 3.18 UBS ETF スイス株 (MSCIスイス20/35)
- 3.18 UBS ETF 英国株 (MSCI英国)
- 3.18 UBS ETF 米国株 (MSCI米国)
- 3.18 UBS ETF 先進国株 (MSCIワールド)
- 3.25 SMAM 日経225上場投信
- 3.25 SMAM 東証REIT指数上場投信

<REIT> 7銘柄

- 2014. 4.24 日本リート投資法人 投資証券
 - 6. 5 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 投資証券
 - 11. 5 日本ヘルスケア投資法人 投資証券
 - 11.27 トーセイ・リート投資法人 投資証券
 - 12. 3 積水ハウス・リート投資法人 投資証券
- 2015. 2.10 ケネディクス商業リート投資法人 投資証券
- 3.19 ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券

<TOKYO PRO-BOND Market> 14銘柄

(プログラム上場)

- 2014. 4. 2 Banco Santander - Chile 債券
- 5. 1 Malayan Banking Berhad 債券
- 6.10 First Gulf Bank P.J.S.C. 債券
- 6.27 Deutsche Pfandbriefbank AG 債券
- 2015. 2.18 HYPO NOE Gruppe Bank AG 債券
- 2.24 Macquarie Bank Limited 債券

(プログラム情報に基づく個別債券)

- 2014. 4.25 Banco Santander - Chile Japanese Yen TOKYO PRO-BOND Market Listed Bonds - First Series(2014)
- 4.25 Banco Santander - Chile Japanese Yen TOKYO PRO-BOND Market Listed Bonds - Second Series(2014)
- 4.25 Banco Santander - Chile Japanese Yen TOKYO PRO-BOND Market Listed Floating Rate Bonds - First Series(2014)
- 5.23 Malayan Banking Berhad JPY31,100,000,000 Senior Fixed Rate Notes due 22 May 2017 issued under USD5 billion Multicurrency Medium Term Note Programme
- 7. 3 First Gulf Bank P.J.S.C. JPY Tokyo Pro-Bond Market Listed Fixed Rate Notes Due July 2019

- 8.22 Malayan Banking Berhad JPY20,000,000,000 Senior Fixed Rate Notes due 21 August 2019 issued under USD5 billion Multicurrency Medium Term Note Programme

- 2015. 3.24 Macquarie Bank Limited PRO-BOND EuroYen due 23 March 2018

- 3.24 Macquarie Bank Limited PRO-BOND EuroYen due 23 March 2020

<有価証券オプション>

該当なし

<新株予約権証券> 7銘柄

- 2014. 4. 1 (株)省電舎第4回新株予約権
- 5.14 (株)アルメディオ第2回新株予約権
- 7.11 石山Gateway Holdings (株)第7回新株予約権
- 8. 1 アンジェスMG(株)第26回新株予約権
- 9. 3 (株)シーマ第3回新株予約権
- 12.22 山喜(株) 第3回新株予約権
- 2015. 2.16 サイバーステップ(株)第23回新株予約権

市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定 65銘柄

- 2014. 4. 3 寿スピリッツ(株)
- 4. 4 東洋ビジネスエンジニアリング(株)
- 4. 8 東日本ハウス(株)
- 4. 9 サンヨーホームズ(株)
- 4.24 サクセスホールディングス(株)
- 4.24 (株)アサンテ
- 4.25 (株)イマジカ・ロボット ホールディングス
- 5. 8 (株)きちり
- 5. 8 (株)オーバル
- 5.21 萩原工業(株)
- 6.12 (株)安永
- 6.23 (株)ティア
- 7.22 (株)サッポロドラッグストアー
- 7.31 (株)鈴木
- 7.31 小津産業(株)
- 9. 1 日本管理センター(株)
- 9. 3 ディーブイエックス(株)
- 9. 5 橋本総業(株)
- 9. 8 (株)インフォメーション・ディベロプメント
- 9.11 不二電機工業(株)
- 9.11 (株)ウチヤマホールディングス
- 9.12 盟和産業(株)
- 9.16 ウイン・パートナーズ(株)

9.19 アグロ カネショウ(株)
 9.26 (株)ルネサスイーストン
 9.24 (株)クイック
 10. 1 (株)薬王堂
 10. 2 (株)フォーバル
 10.10 朝日放送(株)
 11.25 OCHIホールディングス(株)
 11.27 萩原電気(株)
 11.28 一正蒲鉾(株)
 11.28 明治電機工業(株)
 12. 1 アルインコ(株)
 12. 1 (株)フュージョンパートナー
 12. 2 As-meエステール(株)
 12. 3 理研ビタミン(株)
 12. 5 エスアールジータカミヤ(株)
 12. 5 ピー・シー・エー(株)
 12.12 (株)ファルテック
 12.17 エバラ食品工業(株)
 12.17 テリカフーズ(株)
 12.18 (株)サンセイランディック
 12.19 (株)ダイキアクシス
 12.19 ウェルネット(株)
 12.19 (株)ウィルグループ
 12.22 (株)たけびし
 2015. 1.13 田淵電機(株)
 1.21 ファーマライズホールディングス(株)
 1.23 日本上下水道設計(株)
 1.26 キャリアリンク(株)
 3. 6 (株)トランザクション
 3. 6 (株)ハイマックス
 3. 9 広島ガス(株)
 3.10 (株)魚力
 3.12 日本BS放送(株)
 3.13 蔵王産業(株)
 3.19 三谷産業(株)
 3.20 アルビス(株)
 3.23 (株)アビスト
 3.23 (株)ジャムコ
 3.24 (株)アイ・エス・ビー
 3.20 内外トランスライン(株)
 3.31 (株)ソディック
 3.31 (株)ミクニ

上場市場の変更 40銘柄

<マザーズから市場第一部> 12銘柄
 2014. 4.22 (株)コロブラ

5.20 (株)パイブドビッツ
 6.10 アニコム ホールディングス(株)
 8.15 (株)エストラスト
 9. 5 (株)サイバーエージェント
 9.19 (株)ネクステージ
 10. 1 (株)CEホールディングス
 10.23 GMOクラウド(株)
 11.28 (株)ベクトル
 12. 3 (株)ユウグレナ
 12. 5 (株)トレジャー・ファクトリー
 12.15 M&Aキャピタルパートナーズ(株)

<マザーズから市場第二部> 2銘柄

2014. 4.16 (株)ウォーターダイレクト
 9.25 (株)アイフィスジャパン

<JASDAQから市場第一部> 8銘柄

2014. 6.13 アークランドサービス(株)
 9.16 スターツコーポレーション(株)
 11.13 (株)ファインデックス
 12. 5 (株)ジーテクト
 2015. 3.13 (株)ミマキエンジニアリング
 3.16 (株)竹内製作所
 3.24 (株)エムティーアイ
 3.26 藍澤証券(株)

<JASDAQから市場第二部> 18銘柄

2014. 5.14 (株)フュージョンパートナー
 5.29 ウイン・パートナーズ(株)
 6.11 一正蒲鉾(株)
 6.20 ICDAホールディングス(株)
 7. 8 ティーライフ(株)
 9.24 (株)アイレップ
 9.24 (株)アビスト
 11.13 (株)シーティーエス
 11.19 (株)ビジネスブレイン太田昭和
 11.25 (株)バリュエーHR
 11.28 (株)ダイヤモンドダイニング
 12.10 (株)IBJ
 12.26 いであ(株)
 2015. 2.23 サイバーコム(株)
 2.27 (株)レッグス
 3. 2 (株)サイバーリンクス
 3.13 (株)学究社
 3.23 クニミネ工業(株)

2 上場廃止等銘柄一覧

上場廃止

<株券> 44銘柄

(市場第一部) 22銘柄

- 2014. 4.25 (株)マクロミル
- 5.28 イズミヤ(株)
- 7.25 NECフィールディング(株)
- 8.13 (株)キリン堂
- 9.26 協同飼料(株)
- 9.26 日本配合飼料(株)
- 9.26 (株)ドワンゴ
- 9.26 日本電産コバル電子(株)
- 9.26 佐世保重工業(株)
- 9.26 (株)東京都民銀行
- 9.26 (株)八千代銀行
- 9.26 乾汽船(株)
- 9.26 (株)KADOKAWA
- 10.27 ローランド(株)
- 12.25 (株)トーマンエレクトロニクス
- 12.26 (株)ダイエー
- 2015. 2.25 (株)マルエツ
- 2.25 (株)カスミ
- 3. 1 スカイマーク(株)
- 3.26 (株)アグレックス
- 3.27 (株)マクニカ
- 3.27 富士エレクトロニクス(株)

(市場第二部) 4銘柄

- 2014. 6.26 中央電気工業(株)
- 9.26 日本電産リード(株)
- 2015. 1.16 三井情報(株)
- 3.26 日本レヂボン(株)

(マザーズ) 2銘柄

- 2015. 3.23 (株)カービュー
- 3.26 ジャパンインベスト・グループ・ピー・エル・シー

(JASDAQ) 16銘柄

- 2014. 7.29 (株)バイオン
- 7.29 (株)アドテックエンジニアリング
- 7.29 (株)家族亭
- 8.25 ミネルヴァ・ホールディングス(株)
- 9.13 インスパイアー(株)
- 9.26 (株)丸誠

12.12 ブラネックスホールディング(株)

12.26 シナジーマーケティング(株)

12.26 (株)イーピーメント

12.26 東京リスマチック(株)

2015. 1.28 (株)アイ・アールジャパン

2.25 (株)JCLバイオアッセイ

3.23 スターバックス コーヒー ジャパン(株)

3.25 コムテック(株)

3.25 (株)コーコス信岡

3.27 (株)FXプライムbyGMO

(TOKYO PRO Market)

該当なし

<債券等> 1銘柄

2015. 3. 1 名古屋鉄道(株)第10回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

<ETF・ETN>

該当なし

<REIT>

該当なし

<ベンチャーファンド> 1銘柄

2015. 1.27 ベンチャービジネス証券投資法人

<TOKYO PRO-BOND Market> 1銘柄

2014. 4.10 ING BANK N.V. Japanese Yen TOKYO PRO-BOND Market Listed Bonds - First Series (2012)

<有価証券オプション> 1銘柄

2014.12.26 (株)ダイエー

市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え 1銘柄

2015. 2. 1 (株)ピクセラ

実質的存続性の喪失 1銘柄

2014.10.31 (株)FXプライムbyGMO

措置を行った銘柄一覧**特設注意市場銘柄の指定 4銘柄**

2014. 7. 1 JALCOホールディングス(株)
2015. 1.29 (株)エナリス
1.29 石山Gateway Holdings(株)
2.25 (株)SJI

改善報告書の徴求 6銘柄

2014. 5.15 日本アセットマーケティング(株)
8. 8 ジャパンベストレスキューシステム(株)
8.22 (株)アジェット
12.15 虹技(株)
2015. 3.17 (株)かわでん
3.25 (株)SOL Holdings

上場契約違約金の徴求 7銘柄

2014. 5.15 日本アセットマーケティング(株)
6.30 JALCOホールディングス(株)
7.29 (株)三栄建築設計
2015. 1.28 (株)エナリス
1.28 石山Gateway Holdings(株)
2.24 (株)SJI
3.31 (株)アイセイ薬局

公表措置 5銘柄

2014. 8. 8 ジャパンベストレスキューシステム(株)
8.22 (株)アジェット
12.15 虹技(株)
2015. 3.17 (株)かわでん
3.25 (株)SOL Holdings

開示注意銘柄の指定

該当なし

JPX自主規制法人の年次報告 2015

編集：日本取引所自主規制法人 総合管理室

2015年8月5日発行

発行所：日本取引所自主規制法人

〒103-8229 東京都中央区日本橋兜町2番1号

TEL：03-3666-0431（代表）

印刷：富士プリント株式会社

Copyright©2015 Japan Exchange Regulation. All Rights Reserved

本書の全部又は一部を無断で複写、複製、転載及び磁気媒体又は光記録媒体に入力することを禁じます。

使用するデータ及び表現等の欠落・誤謬等につきまして当法人はその責めを負いかねますのでご了承ください。

この資料に記載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。


この資料に記載されている制度、数値は当法人が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、当法人が正確かつ完全であることを保証するものではありません。

グラフは将来の結果を予想又は保証するものではありません。

落丁・乱丁本はお取替えます。

JPX-R Annual Report 2015

お問い合わせは

 **03-3666-0431** (代表)

詳しくは日本取引所グループのホームページへ

<http://www.jpx.co.jp/>

日本取引所グループ

検索 